

(資料)

**会 費**

1. 貨物自動車運送事業者

(1)等級割

区分 等級	車種別		1社月額
	普通車	小型車	
A	30両以上	60両以上	4,500円
B	25 "	50 "	4,300円
C	20 "	40 "	4,100円
D	15 "	30 "	3,900円
E	10 "	20 "	3,700円
F	5 "	10 "	3,500円
G	3 "	6 "	3,300円
H	県内に車両を有しない会員		

(2)車両割

ト ン 数 別	1両月額
大 型 車 ( 6 t 以 上 )	250円
中 型 車 ( 2 t を 超 え 6 t 未 満 )	210円
小 型 車 ( 2 t 以 下 )	170円

2. 貨物利用運送事業者

(1)車両を保有しない利用運送事業者 月額12,000円

(2)車両(集配車)を保有する取扱事業者は、1. 貨物自動車運送事業者の(1)等級割、(2)車両割を適用します。

3. 納 入

四半期ごとに3ヶ月分を一括請求いたしますので、その時点で支部を經由して納入願います。

**その他**

愛ト協に入会されますと、

① 愛知県道路運送経営研究会(会費不要)

貨物自動車運送事業が主体となって設立された政治資金規正法に基づく政治団体です。  
様式3の申込書をご提出下さい。

② 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部

の会員となります。

陸災防は様式4の入会申込書に年会費(入会金は不要)を添えて愛ト協の支部に提出して下さい。

労災保険適用者 10人以内の事業所……一律年額 2,000円

" 11人以上の事業所……2,000円に一人当たり年額150円を加算

